

鹿屋商工会議所 会報広告チラシ同封サービス運用規程

第1条 この規程は、鹿屋商工会議所（以下、「当所」という。）の会員企業の発展に資することを目的とする。本サービスの利用者は当所会員及び行政または公共団体とする。但し、専務理事が必要と認めた場合はこの限りではない。

第2条 本サービスは、当所の発行する「鹿屋商工会議所ニュース」（以下、「会報」という。）に当所会員の販売促進のための広告チラシ等を同封するものであり、同封する広告チラシ等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告チラシ等は同封しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
- (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
- (5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (6) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）
- (7) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) その他、適当でないと当所が判断するもの

第4条 次の各号に定める内容の広告チラシ等は同封しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

- エ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - オ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くおそれがあるもの
 - カ 虚偽の内容を表示するもの
 - キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を困惑、不安にさせるおそれがあるもの
 - コ 社会問題等に関するもの
 - サ 人材の募集等に関するもの
 - シ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ス 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - セ 責任の所在が明確でないもの
 - ソ 広告の内容が明確でないもの
 - タ 当所の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - チ 他の利用者、第三者または当所に不利益を与えるもの
- (2) 広告内容に関する法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会報へ同封することが適当でないと当所が判断したもの

第5条 本サービスを利用する際は、所定の申込書に必要事項を記入し、同封するチラシ原稿を添えて提出し、当所の承認を受けなければならない。承認は本規程に定める基準に基づいて行う。

第6条 チラシ及び広告の内容に関する責任は全て本サービス利用者に帰属する。本サービスの利用により生じたトラブルは本サービス利用者の責任において解決し、当所は一切の責任を負わない。

第7条 会報は奇数月1回15日前後に発行する予定であるが、諸般の事情により早まる、または遅れる場合がある。発行日によって、本サービス利用者にトラブルや損害等が発生した場合にも、当所は一切の責任を負わない。

第8条 本サービスの利用料金は当所が別途定める料金体系に基づき、広告チラシ等を同封した会報発行月の末日までに支払いを完了すること。

第9条 会報に同封する広告チラシ等のサイズはA4版を基準とし、B4・A3版の場合は基準であるA4サイズ以下に二つ折りにした状態で納品することとする。

第10条 会報に同封する広告チラシ等は必要部数を同封日の7日前までに当所へ納品することとする。会報の発行部数は会員数によって増減するため、同封する広告チラシ等の必要部数については申込み完了後、こちらから通知する。また、残部が生じても原則返却しないこととする。

第11条 本サービスは毎月5社（申込先着順）までとし、利用月が本サービス利用者の希望にそえない場合がある。また、同封する広告チラシ等の順番も順不同として本サービス利用者の希望にはそえない場合がある。

第12条 本規程内容に同意した場合、下記に署名押印し、チラシ同封希望月の前月末日までに当所へ申し込みを行うこととする。（下記同意書は利用初回のみ提出とする。但し、本規程を改正した場合には、再度提出を求める。）

会報広告チラシ同封サービス利用同意書

年 月 日

上記運用規程に同意し、広告チラシ同封サービスの利用を申し込みます。

・ 所在地

・ 事業所名

印